

成果普及を目指した実用化共同研究開発の募集について —平成25年度の成果展開事業—

1. 趣旨

原子力機構は、これまでに研究開発した成果を広く一般社会に還元していくことを基本方針にしています。その一環として、原子力機構が保有している特許や研究開発成果を企業の皆様に提供し、「実用化共同研究開発」を実施することにより、企業の新製品開発を支援します。

この制度は、「成果展開事業」として、平成10年度から開始し、平成24年度までに82件の実績があります。そのうち約40%が現在までに商品化されています。

2. 特許や研究開発成果

原子力機構は、出願中のものも含め現在約1,000件の国内特許・実用新案を保有しています。また、多数の研究開発成果を公表しています。これらの中には電気、機械、化学、材料等の分野において、原子力に直接関係のない産業にも適用できるものが多数あります。特許や研究開発成果の内容は、インターネットで見ただけのようにしています。

URL：<http://sangaku.jaea.go.jp/literary/tokkyo.html>

3. 募集及び選定

原子力機構の特許を使用した新製品開発のテーマを「震災対応テーマ」及び「一般対応テーマ」に分けて募集します。対象は国内企業に限ります。

募集期間は平成24年11月30日(金)～平成25年2月15日(金)です。

応募のあった案件は、外部の有識者で構成する成果展開事業委員会による審査を行い、採用を決定します。平成25年度の採用予定件数は4件程度（震災対応を3件、一般対応テーマを1件程度）です。

4. 事業の内容

採用されたテーマについて、企業と原子力機構が「実用化共同研究開発」を実施し、新製品を開発します。開発期間は、原則として1年ですが、成果展開事業委員会が必要と認めた場合は、1年を限度として延長することも可能です。原子力機構は、特許等の技術支援とともに、総開発費の50%以下（最大500万円）を支出します。

5. 開発の成果

成果は、成果展開事業委員会で評価します。開発の過程で新しい特許が生まれた場合は、企業と原子力機構の共有とします。開発に成功し、製品が売れた場合は、原子力機構は売上高の一部を受け取ります。

6. スケジュール(予定)

審査	平成25年3月
契約	平成25年5月
開発開始	平成25年6月
開発終了	平成26年2月

以上